

八戸市子ども・子育て支援事業計画策定に係る ニーズ調査の実施について

1 調査の目的

市町村は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備を図るため、子ども・子育て支援法第61条に基づき、国の示す基本指針に即し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされている。

第1期…平成27年度～令和元年度

第2期…令和2年度～令和6年度

第3期…令和7年度～令和11年度

第3期計画の策定にあたり、教育・保育の「量の見込み」及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するために、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を調査する。

2 調査対象者

調査対象者	調査世帯数
就学前児童の保護者	2,000世帯
就学児童（小学生）の保護者	1,800世帯
計	3,800世帯

3 調査方法

調査・回収方法は、郵送とする。

4 調査票

国から示されたニーズ調査票のイメージ 資料2 を基に作成する。

5 スケジュール

- ・令和5年11月～12月 調査実施（発送・回収）
- ・令和6年1月～3月 集計・分析・調査結果とりまとめ
※ 2月の第4回子ども・子育て会議で中間報告
- ・令和6年度 第3期計画の策定